

SEC:IFRS取り込みに関する最終スタッフ報告書

米国SECによる最終のスタッフ報告書(2012年7月)の概要①

2012年7月13日、米国証券取引委員会(SEC)は、国際会計基準(IFRS)を米国で取り込む方法に関する最終のスタッフ報告書を公表。

<IFRSの適用方法>

- SECスタッフは、作業計画を進める過程で、「IFRSを全く取り込まない」という選択肢から、「国際会計基準審議会(IASB)が公表したIFRSをそのまま適用する」方法まで、様々なIFRSの取り込み方法について検討を行った。
 - このうち、IASBが公表したIFRSを米国でそのまま取り込む方法は、多くの米国資本市場関係者から支持されず、また、主な資本市場で採用されているIFRSの取り込み方法とも異なることが明らかとなった。
 - このため、SECスタッフは以下の3点も踏まえ他の方法の検討を行った。
 - IFRSをエンドースメントすることにより、IASBの基準設定に対して、より影響力を行使することが可能。
 - 時間をかけてIFRSを取り込むことで、作成者の負担を軽減することが可能。
 - 『米国会計基準』という用語の変更に伴い大きな負担が発生。
- (注) ここでいうエンドースメントとは、IASBが設定した国際会計基準を米国で採用するにあたり、米国会計基準設定主体(FASB)が個々の会計基準の妥当性等を検討した上で採用する方法。
- IASBが公表したIFRSを米国でそのまま適用する方法への支持は少ないものの、単一の高品質でグローバルな会計基準という目的に米国がコミットしていることを示すことができる、別のIFRS取り込み方法には潜在的に多くの支持が得られると考えられる。

米国SECによる最終のスタッフ報告書(2012年7月)の概要②

＜SECスタッフによる分析の結果指摘されている主な事項＞

1. IFRSの開発

採掘活動、保険、料金規制事業など、IFRSには未整備の分野がある。米国基準にも整備すべき分野はあるが、IFRSのほうが未整備分野が大きいと考えられる。

2. 解釈プロセス

IFRS解釈指針委員会の活動が不十分であり、IFRS解釈指針委員会はより多くの解釈指針をより適時に開発すべき。

3. IASBによる各国会計基準設定主体の利用

各国会計基準設定主体は、個別基準の開発のサポート、自国の投資家に対するアウトリーチ、実務上適用にばらつきのある分野の特定や解釈指針の発行、適用後レビューの支援が可能であり、IASBは各国基準設定主体のより積極的な利用を考慮すべき。

4. 会計基準のグローバルな適用と執行

IFRSに基づき作成されている財務諸表にはばらつきがある。IFRSがグローバルにより統合的に適用されるようにするため、適用や執行に関する当局者間の意見共有など、他国当局との連携が必要。

米国SECによる最終のスタッフ報告書(2012年7月)の概要③

<SECスタッフによる分析の結果指摘されている主な事項(続き)>

5. IASBのガバナンス

IFRS財団の現在のガバナンスは、IASBの独立性の確保と監視体制とのバランスが取れたものとなっている。ただし、米国財務会計基準審議会(FASB)がIFRSのエンドースメントを行うなどにより、米国市場・投資家を保護するためのメカニズムを構築することが必要。

6. 資金拠出状況

IFRS財団の資金拠出は改善しているものの、IFRS財団はIFRSを使用している国が100カ国以上あるとしているにも関わらずIFRS財団に資金拠出している国は30カ国にも満たない、米国の資金拠出がIFRS財団に割り当てられた額を下回っているなど、まだ解決すべき問題がある。また、大手監査法人からの資金拠出に従来より依存していることが懸念される。

7. 投資家の理解

投資家のIFRSに対する理解にばらつきがあり、改善に向けた検討が必要。